

3. 紛争のジェンダー規範への影響及び安保理 1325 の実態把握調査

雑賀 葉子

人間文化創成科学研究科ジェンダー学際研究専攻博士後期課程 1 年

【調査期間】 2012 年 2 月 6 日から 2012 年 3 月 4 日まで

【調査目的】

紛争後の国家建設過程における女性の政治参加の状況について、東ティモールを事例に調査する。

【調査概要】

東ティモールにおけるジェンダー課題を包括的に把握するとともに、安全保障理事会決議 1325 号に基づいて国連を中心に支援が行われている女性の政治参加および意思決定過程への参加の状況について、関係する制度構築と市民社会の関与について調査を行った。調査手法は、関係者への聞き取り調査を用いた。

【調査結果】

はじめに

1. 調査の目的および方法

本調査は、東ティモールにおけるジェンダー課題を包括的に把握するとともに、国連安全保障理事会決議 1325 号に基づき国連を中心に行われている女性の政治参加および意思決定過程への参加促進の支援により、政府の制度構築の状況およびその制度構築に市民社会がどのように関わっているかを把握することを目的としている。調査は、ジェンダー平等促進を支援している国連機関、二国間援助機関、国際 NGO、現地 NGO の担当者およびジェンダー平等の推進を所管している東ティモール政府機関の担当者に対して半構造化聞き取り調査を行った。別紙 1 の調査対象者に対して、①組織設立の経緯や活動内容、②直面している課題、③対応策について聞き取りをした。

本調査は、現在の研究計画である東ティモールを事例とする紛争終結後の国家形成過程におけるジェンダー平等の可能性を考察するための初期調査に当たる。

2. 東ティモールの概況

2002 年によく独立を果たした東ティモールの経済社会状況は、表 1 にみるように、GDP 実質成長率は 7.3% でアジアの中でも高く、ミレニアム開発目標も 2015 年には達成可能であることが指摘される一方で、貧困ライン以下（1 日 0.88 ドル以下）は人口の 49.9% を占め、2011 年人間開発指数は 187 か国中 147 位である。参考までにインド

ネシアは 124 位である。

「東ティモール人口と健康調査 2009-2010 (The 2009-10 Timor-Leste Demographic and Health Survey (以下、2009-10 TLDHS)) の調査結果からは女性の置かれている状況も厳しいことがわかる。2009-10 TLDHS は、財務省および保健省が USAID など援助機関からの支援を受けて実施した調査である。具体的には、2009 年 8 月から 2010 年 2 月までの 6 か月間かけて 13 県から抽出された 11,463 世帯の 15 歳から 49 歳に該当する 17,211 人 (女性 13,137 人、男性 4,076 人) に対してインタビュー調査を行った。この調査結果によると、識字率は女性 68%、男性 78.6%となっている。性別年齢別に見ると表 2 のとおりで、高齢になるにつれ識字率は男女とも低くなっている。女性の場合、10 代後半では 5 人あたり 4 人は読み書きできるが、40 代後半では 5 人あたり 1.5 人弱しかいない。男性においても 10 代後半の 5 人あたり 4 人の割合から 40 代後半には 5 人あたり 3 人に減少してしまう。さらに、高齢になるにつれて男女差は大きくなっており、40 代後半の女性の識字率は男性のほぼ半数の割合になっている。

東ティモールの人口は、2010 年センサスによれば 10,66,582 人であり、2004 年の 923,198 人から 15.5%の増加、年に 2.41%の割合で増加している。この高い増加率の要因の一つに合計特殊出生率の高さが挙げられる。合計特殊出生率は 5.7 で、この数値はアジアで最も高い。表 3 の District 別の数値をみると、最も低い Covalima の 4.4 から最も高い Alinaro の 7.2 まであり、地域差が大きいことがわかる。出生率と教育との関連性は現れており、教育を受けていない場合は 6.1 で最も高く、中等教育以上の場合になると 2.9 にまでに下がっている。また、女性の栄養失調については、2009-2010 TLDHS では 27%となっており、2003 年の 38%よりも改善されているが、深刻な問題として指摘されている。

これらの指標は経済社会状況を示す一部ではあるが基礎指標であり、女性の教育レベルの低さや健康状態の悪さを示しているだけではなく、女性の基本的な人権が脅かされている状況も示していると言える。また、人口の半数を占める女性の状況が厳しい状況にあることは、東ティモールにおいて十分な資質をもった人材が不足していることを示しており、今後の東ティモールの持続可能な経済社会成長において困難を抱えている状況にあることが推測される。

I. 女性の政治参加を推進する制度

1. 法制度

① 憲法

東ティモールの憲法は、国連安全保障理事会決議 1272 号によって東ティモールの行政、立法、司法に関するすべての権限が付与された UNTAET (国連東ティモール暫定統治機構、1999 年 10 月設立) の主導の下で制定された。UNTAET 特別代表セルジオ・ヴィエラ・デ・メロ氏は現地のリーダーや住民との対話を重視したことから、憲法制定に

あたっても臨時議会「憲法制定議会（Constitutional Assembly）」を選挙によって 2001 年に設置した。新憲法は憲法制定議会において採択され、2002 年 3 月に公布された。

新憲法には、男女平等に関する条項が含まれている。第 17 条の男女平等は、家族、政治、経済、社会、文化において男女は同じ権利を持ち義務を負うことが明記されている。第 16 条では法の下での男女の平等と性差別の禁止、第 6 条は男女平等を促進するための国の責務が定められている。さらに、政治参加についても、第 63 条において、政治における男女の参加は民主的な制度に不可欠であるとしている。

② 選挙制度

・国政選挙

上述した憲法制定議会は、2002 年 5 月に国民議会に移行し、2007 年までの 5 年間の任期を担うことになった。2001 年に実施された憲法制定議会選挙は混合選挙で 88 議席が選ばれた。88 議席のうち、国民議席（national seats）の 75 議席は比例代表制によって、県議席（district seats）の 13 議席は得票数によって選出される。この時に、女性の政治参加を促すために 75 名を選出する比例代表制にクォーター制度を導入することについての議論が、女性グループ、国民評議会、UNMIT の間で行われた。すなわち、各政党の候補者リストの 30%は女性候補者とする内容が Rede Feto から提案された。国民評議会や国連事務局の反対によってクォーター制度の導入は実現しなかったが、88 名のうち 23 名の女性議員が選出された。

2007 年の国政選挙においては、議員数は 88 名から 65 名に変更になり、比例代表制が採用された。法律 No.6/2006 により、各政党は少なくとも 25 名の候補者名簿を作成することになった。さらに、法律 No.6/2006 第 12 項において、各政党の候補者名簿において、4 名の候補者ごとに女性候補者 1 名を含めることになった。選挙の結果、19 名の女性議員が選出され、女性議員は全体の 29%を占めている。政党と女性議員数は表 4 のとおり。その後、クォーター制度は、法律 No.6/2008 により、候補者名簿 4 名ごとに女性候補者 1 名を含めることが 3 名ごとに女性候補者 1 名を含めるよう改定された。

・地方議会と地方選挙

法律 No.2/2004 により、Suco 議長（Chef de Suco）および Adelia 議長（Chef de aldelia）に男女とも立候補できることが規定されている。任期は 5 年でこれまでに 2004 年と 2009 年に選挙が行われている。Suco 議会は、Adelia 議長、女性代表者 2 名、青年代表者 2 名（男女 1 名ずつ）から構成されることが定められている。このため、少なくとも 3 名の女性が Suco 議会に参加できることになっている。Adelia 議会も、Suco 議会同様に、女性代表者 2 名、青年代表者 2 名（男女 1 名ずつ）の構成となることが規定されている。これまでの選挙結果からは、表 5 のとおり、Suco 議長および aldelia 議長の女性議長の割合は低い。

2. 政府組織

① 平等推進担当国務長官 (Secretary of State for the Promotion of Equality: SEPI) ナショナル・マシナリーとして、法律 No.3/2002 に基づいて、2002 年にジェンダー平等推進顧問 (Office of the Advisor on the Promotion of Gender Equality : OPE) が首相府に設置された。2008 年に OPE は法律 No.7/2007 および法律 No.16/2008 により平等推進担当国務長官 (Secretary of State for the Promotion of Equality: SEPI) へとスケールアップされ、組織機能は強化されたという。現在のところ国務長官は 21 人が任命され、関連する大臣および副大臣を補佐している。SEPI の場合は、社会問題担当副首相 (Vice-Prime Minister for Social Affairs) を補佐している。SEPI の組織図は図 1 のとおり。予算は、組織図に沿って①国務長官室 (Office of the Secretary of State)、②長官 (Director General)、③ロジ管理・財政局 (Directorate of Administration Logistics and Finance)、④政策・ジェンダー平等局 (Directorate of Politics and Gender Equality) の部局がそれぞれ予算をもつ。各予算は 5 費目から構成されている。5 費目には、①給与、②物品とサービス (goods and service、事務用品、インターネット、地方出張時の宿泊費、海外出張時の旅費など)、③小規模資金 (minor capital、資産となる機材 (車、パソコン、家具、電話など))、④開発資金 (development capital)、⑤公的運用 (public transfer) が含まれる。

国務長官室は 6 名の職員で運営されており、予算費目は①給与と②物品とサービス費用から構成されている。長官の予算は、法制部 (Dept. of Legislation) とメディア・コミュニケーション部 (Dept. of Media and Communication and Procurement)、調達部 (Dept. of Procurement) を含み、①給与、②物品とサービス費用、③小規模資金から成る。ロジ管理・財政局の予算は、①給与、②物品とサービス費用、③小規模資金及び⑤公的運用から成る。⑤公的運用を用いて、小規模の NGO に対して 2008 年から累計で 100 件以上に支援している。政策・ジェンダー平等局の予算は①給与、②物品とサービス費用、③小規模資金から成る。

会計年度は 1 月から 12 月までである。6-7 月に次年度の予算企画書を財務省に提出し、議会での審議を経て、11 月末から 12 月上旬までに決定される。

2008 年からの予算は表 7 のとおり。毎年の予算は国家予算の 1% に満たない。予算規模も人材も不足しているが、SEPI を評価する援助機関は多かった。表 6 はドナーからの資金を含んでいない。主要なドナーには UNFPA、Irish AID (アイルランド)、NORAD (ノルウェー)、AECID (スペイン)、UN Women がある。UNFPA は家庭内暴力に対して、Irish AID は Gender Working Group に対してそれぞれ資金提供している。NOARD は、SEPI 職員に対する技術訓練 (言語 (英語やポルトガル語)、リーダーシップ) への資金提供を行っている。AECID は女性の政治参加促進のプロジェクトの実施を SEPI と協力して行っている。

県 (District) レベルでの政策実施については、政策・ジェンダー平等局が担当し、2012年より県レベルに行政官 1 名を配置する予定である。行政官は地方での政策の調整及び政策実施を担う。

ジェンダー予算システムについては、UN Women からの支援を受けつつ、他省に対して研修を行っているが、他省の予算のモニタリングはしていない。

② ジェンダー作業グループ (Gender Working Group: GWG)

SEPI と各省との連携を図り、各省のジェンダー平等政策の推進のため、法律 No.11/2008 に基づき、2008 年に各省にジェンダー担当官 (Pontos Focais do Género: PFG, Gender Focal Point: GFP) が中央レベルと地方レベルで任命され、各省のジェンダー政策と開発計画策定を担った。GFP は、法律 No.27/2011 に基づき、2012年 2 月にジェンダー作業グループ (Gender Working Group: GWG) に改編され、中央レベルおよび地方レベルに設置された。SEPI は GWG の調整事務局であるが、GWG の開催の調整は各省に任せている。GWG には、SEPI からは各省に長官と政策企画、予算、モニタリングを担当する 4 名の局長の参加を依頼しているが、基本的には各省に人選を任せている。地方では、各省の副行政官 (Deputy of Administration of District) と企画、予算、モニタリングなどを担当する職員 4 名及びローカル NGO によって構成されている。

3. 国会議員

女性国会議員は、東ティモール女性議員グループ (Grupo para Mulheres em Parlamento de Timor Leste : GMPTL) という超党派グループを結成し、ジェンダー課題に取り組んでいる。今回の調査では、具体的な機能について調査できなかった。

4. 市民社会

① 女性会議

独立闘争に関わった女性グループの多くが、1999 年の住民投票後も国家建設に貢献し女性の地位向上を推進することを希望したことから女性会議を開催することになったという。2000 年の第 1 回女性会議には全国から 400 人が集まり、①憲法における男女同権の保障、②選挙におけるクォーター制度の導入、③家庭内暴力防止法の制定、④ジェンダー平等を推進する政府機構の設置を決定し、政府や関係機関にロビイング活動をした。クォーター制導入については 2001 年の憲法制定議会選挙において女性の 30% 枠を設けることを提案したが認められず、その後、法律 No.6/2006 が定められ 2007 年の選挙では政党の候補者名簿に女性候補者が割り当てられた。2004 年に開催された第 2 回女性会議では、①家庭内暴力防止法の制定、②CEDAW や人権の保障、③OPE から SEPI への昇格、④各省におけるジェンダー平等の推進を決定した。2008 年の第 3 回女

性会議では4年間の活動計画を策定。課題と行動計画を定めている。第4回女性会議は2012年11月ごろに開催を予定している。

第1回女性会議において、女性会議の事務局として Rede Feto が設立された。Rede Feto はアンブレラ組織で、ジェンダー平等を推進する NGO を傘下に置いている。Rede Feto のメンバーNGO となるためには、活動目的や内容などを記した書類を提出後2年間の調査を経て、Rede Feto の年次会合で承認される。NGO の活動が Rede Feto の方針と沿うことがメンバーNGO になる重要なポイントとなっている。Rede Feto の方針とは①女性の関心や利益のために闘い、女性の関心や利益を保護する、②平等な権利の獲得と開発へ貢献するために女性のエンパワーメントを図る、③女性の人権を促進することである。メンバーNGO となると、Rede Feto からジェンダー平等を推進するにあたり必要な技術研修を受けたり、情報提供を受けるなどして機能強化を図る。会費は1か月75セントである。現在のメンバーNGO の数は24にのぼる。年次会合において各NGO は活動報告を行う。

② NGO

女性会議の開催にあたっては、ティモール女性組織(Organizacao Popular de Mulher Timor: OPMT)、東ティモール女性組織(Grupo Feto Foinsae Timor Lorosae: GFFTL)、東ティモール女性対話フォーラム(Forum Komunikasi Perempuan Timor Lorosae: FOKUPERS)などが主として女性会議の開催を準備した。OPMT の設立は1975年で、独立闘争を支援してきた NGO である。GFFTL は1998年に東ティモール連帯議会から独立した NGO で、現在は女子教育(特に識字教育)に重点を置いて活動をしている。FOKUPERS は、1997年に設立された女性人権団体である。

東ティモールには、他にもさまざまな NGO が存在している。RedeFeto は女性の人権保護とジェンダー平等を推進する NGO をまとめているが、Rede Feto のメンバー以外にも女性の人権保護やジェンダー平等を推進する NGO は存在する。活動はバラエティに富んでおり、女性の所得向上(Tais 織物の作成)、家庭内暴力の防止や被害者への支援、識字教育や学校教育への支援、母子保健、リプロダクティブ・ヘルス、家族計画への支援、治安の状況をモニタリングするリスクマネジメントの実施、家庭菜園の支援などがある。2007年の選挙においては、女性候補者への支援活動としてリーダーシップ、スピーチの仕方、選挙キャンペーンの方法、メディアの活用方法などのトレーニングを行った NGO もある。行政が行えないことや行政サービスが行き届かない地域に対して、NGO は資金支援等を政府や援助機関から得て政府に代わって行政サービスを提供していると言える。

5. 国際条約と安全保障理事会決議

① 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (CEDAW)

東ティモールは 2003 年 4 月 16 日に女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (CEDAW) に、その選択議定書とともに批准している。2008 年 11 月には第 1 回報告書を国連女性の地位委員会に提出し、2009 年に提言を受けている。その提言の中には女性の政治参加や意思決定過程への参加に関連する事項がある。一つは SEPI が各省との連携を図るために設置した GFP の強化である。これを受けて法律 No.27/2011 に基づき、2012 年 2 月にジェンダー作業グループ (Gender Working Group: GWG) が設置された。二つ目は、法律 No.6/2008 で規定されたクォーター制度について、さらに見直しをして女性の政治参加や意思決定過程への参加を強化するよう提言している。

② 女性と平和、安全に関する国連安全保障理事会決議 1325 号

国連安全保障理事会において 2000 年 10 月 31 日に採択された女性と平和、安全に関する決議 1325 号 (以下、安保理決議 1325) は、暴力的紛争における女性と子どもに対する影響を認識して支援を行うことおよび平和構築・復興過程における女性の意思決定過程への参加を促進することを内容としている。これにより、平和構築・復興過程においては、国際社会は、特に国連による支援においては、安保理決議 1325 の内容を踏まえた支援を行うことになっている。

東ティモールの場合、安保理決議 1325 についての国連の評価報告書では、1999 年のインドネシアとポルトガルによる協議において女性の参加が国連によって認められなかったことや 2006 年に起きた請願者運動からの暴動終結に女性が関与できなかったことが指摘されている。この指摘について、前者については、そもそも住民投票に関する協議に東ティモールが参加できなかったことが問題ではないかと思う。また後者については、女性の関与はなかったのではなく、今回の調査では十分に聞き取りできなかったが、上述した NGO の活発な状況を考えると関与はあったと推測される。

【本調査から得られた考察】

1. 女性の政治参加を促進する制度構築の要因

今回の調査結果から、独立後 10 年の間に、女性の政治参加を促す制度構築として、クォーター制度の導入や CEDAW の批准、ナショナル・マシナリーの組織強化が行われた。その結果、中央レベルでは女性議員は国会議員の 27% を占め、SEPI と各省関係機関のネットワークの強化が形成された。この背景には、独立後においても女性の人権やジェンダー平等を推進する NGO が政府に対して政治的圧力をかけ、女性の政治参加を促す勢力を持ち続けたことが要因として指摘できる。特に、① NGO は 2002 年の独立後も国際社会からの支援を受けながら活発に活動し、2000 年に女性会議の開催に至ったこと、② 女性会議は国際社会の基準や条約を活用して、政府関係機関にジェンダー平等の推進を要求し、③ そのために、NGO や女性会議が政府と議会に対してネットワークを形成したことが要因として指摘できると思う。

2. 今後の課題

制度構築がより実効性をもって実施されるためには、今後は参加の質の面で改善が必要になるだろう。女性議員は各政党の中で低い地位にあったり、Suco 議会や Adelia 議会では議員になったとしても政策決定権を持たないことが、調査の中で指摘されていた。後者については、女性議長の数を増やすことも必要だが、議会ではなくて議長が政策決定をできる現在の決定システムについても検討する必要があるだろう。

今後、制度からジェンダー平等政策がどのように策定され、どのように促進されていくかについては、東ティモールが現在直面している課題も影響すると思われる。政策や制度が社会に定着するためには、上述した教育や保健分野における課題の改善が必要である。根強く家父長制度があり、性別役割分業が強くあることは聞き取り調査でも指摘された。これに関連して Balaque という男性が女性に支払う結婚資金や早婚の慣習が残っているという。SEPI は評価を得ていたが、他省に対してジェンダー主流化を促進するよう促す能力が十分であると言い切れないところがある。そのような中で、国連機関や二国間援助機関からは東ティモール政府職員や東ティモール人の国連職員はよい国にしたいという強い気持ちがあることを評価していた。

【今後の調査課題】

今回の調査を踏まえて、今後は、①女性会議の活動の実態、②NGO の活動実態、③メディアの実態、④政党や GMPTL の動き、⑤関係機関のネットワークの状況を文献調査及び現地での調査を行い、紛争後の国家建設におけるジェンダー平等の可能性と暴力的紛争に陥らない国家と社会の関係構築にジェンダー平等推進の果たす役割を考察していきたい。

補足 2012年3月17日に行われる大統領選挙について

今回の調査において、大統領選挙キャンペーンを垣間見ることができた。大統領候補者となるための資格要件は憲法 75 条に規定されている。すなわち、候補者は 35 歳以上で、最低 5000 人の支持者を集める必要がる。今回の大統領候補者数はラモス・ホルタ現大統領を含む 13 名で、女性候補者も 2 名いる。大方の予想では、3 月 17 日の選挙では決まらず、上位 2 名による決選投票が行われる可能性が高いとのことだった。

大統領候補者 13 人が一堂に会する公開討論会が 2 月 28 日に開催され、2 月 29 日から選挙キャンペーンが開始された。公開討論会は Dili にある国際展示場で行われた。200 人程度入る会場には立ち見が出るほどで、国民の関心の高さを示していると思う。シャナナ・グスマン首相も出席していた。討論会はテレビ中継された。討論開始の前には起立して国家斉唱し、13 県から伝統的な衣装を身に着けた長老の前で候補者及び選挙管理委員会など関係者が宣誓するという儀式が行われた。その様子から大統領選挙を公正に行う決意や選挙への期待が感じられた。

討論は司会者からの 4 つの質問に対して候補者の考えを述べる形で行われた。Rede Feto から女性の人権の促進についての質疑が出された。Rede Feto によれば候補者の回答は想定範囲内で新しいことはなかったとのことだった。

大統領選挙後には国政選挙も予定されており、これらの選挙に伴って治安が悪化しないか援助関係者の間で懸念されていた。2006-2008 年の暴動を繰り返さないことは政党間では合意されているとのことだった。

別紙 1 : 訪問先

	担当者名	役職
UN 関係		
UNMIT	Fernando Patida	Gender Affairs Officer, Gender Unit
	Francelina Guterres	National Gender Officer
UNDP	Ana Carolina Kobe	Legal Gender Advisor
	Annie Serrano	
UNWomen	Vicenta Maria-Correia	the National Programme Officer, Women, Peace and Security programme
	Ana Paula	
二国間援助機関		
USAID	Amy Partida	Program Development Officer
	Teodulo Clemente de J. Ximenes	Project Management Specialist, Health Program
国際機関		
ADB	Elsty Davidz-Morato	Special Office in Timor-Leste
現地 NGO		
Rede Feto	Yasinta Lujina	Excutive Director
FOKUPERS	Maria Jose	
	Maria Barret	
	Paula maia	
JSMP (Judicial System Monitoring Program)	Luis de Oliveria	Director
GFFTL (Grupo Feto Foinsae Timor Lorosae)	Filmoneia Faca	Director

Alola Foundation	Alita Verdical	COE
	Ofellia	
OPMT(Organisacao Popular da mulher Timorese)	Josefa Kai-Bete	
	Marita Alres	
Women's Caucus in Politics	Paula Corte Real	Director,Board Member of Rede Feto
	Julieta da Silva	Director
TWSHG(Timor Women's Self Help)	Rufina dos Santos	
	Tricia Johns	
HAFOTI (Hamahon Feto Timor)	Kese Director	Excutive Director
Belum	Johnnie Auld	インターン
	Jomeryo R Amaral	
国際 NGO		
DAI/DAC	Amanda Brondy	
Paz Y Desariollo	Giulia Sensini	
CARE International	Lorina Aquino	Country Coodinator for Education SDPP
	Martin Carter	Education Techincal Specialist,School Dropout Prevention Program
	Simplicio Darbosa	
政府機関		
SEPI	Herminio Xavier	Chief of Research Department
	Maria de Cima	Chief of Finance Department
	Filomena Babo	Chief of Training and Communication
東ティモール大学		
Peace and Conflict Study Center	Antel da Silva	Professor

別紙 2 : データ資料

表 1 東ティモールの主要な経済指標

主要産業	農業 90% 工業 na サービス業 na**
GDP	700 万米ドル (2011 年推計) *
一人当たり GDP	3,100 米ドル (2011 年推計) **
GDP 実質成長率	7.3% (2011 年推計) **
貧困ライン以下の人口の割合	49.9% (2007 年)*
失業率	20% (2006 年推計) **

出典 : *世界銀行、**CIA Factbook

表 2 性別年齢別識字率

年齢	女性	男性
15-19	86.1	86.6
20-24	81.4	85.4
25-29	71.8	78.6
30-34	67.1	80.5
35-39	59.0	76.6
40-44	42.8	69.6
45-49	29.3	59.4
平均	68.0	78.6

出典 : Timor-Leste Demographic and Health Survey 2009-10 p35-36 より作成

表 3 県別特殊合計出生率

District	特殊合計出生率
Aileu	5.6
Ainaro	7.2
Baucau	5.5
Bobonaro	6.0
Covalima	4.4
Dili	4.6
Ermera	6.6
Lautem	6.7
Liquica	5.5
Manatuto	5.5
Manufahi	5.9
Oecussi	6.6

Viqueque	5.6
平均	5.7

出典：Timor-Leste Demographic and Health Survey 2009-10 p51 より作成

表 4 議会・政党・女性議員数
一院制（任期 5 年）（議席数 65）

政党名		議席数	女性議員数
与党 (39)	ティモール再建国民評議会 (CNRT)	18	7
	民主党 (PD)	8	2
	ティモール社会民主協会 (ASDT)	5	1
	社民党 (PSD)	6	4
	ティモール民族抵抗民主国民連帯党 (UNDERTIM)	2	0
野党 (26)	東ティモール独立革命戦線 (フレテリン)	21	4
	国民連帯党 (PUN)	3	1
	ティモール闘志連合 (KOTA)	1	0
	ティモール大衆党 (PPT)	1	0
計		65	19

在東ティモール日本大使館からの資料および UNMIT からの聞き取りから作成

表 5 行政区分と女性議長の割合

District	Sub district	Suco	Aldeia
Aileu	4	31	139
Ainaro	4	21	131
Baucau	6	59	281
Bobonaro	6	50	194
Cova Lima	7	30	148
Dili	6	31	241
Ermera	5	52	277
Lautém	5	34	151
Liquiçá	3	23	134
Manatuto	6	29	99
Manufahi	4	29	137
Oecusse	4	18	63
Viqueque	5	35	234
合計	65	442	2229

UNMIT からの聞き取りから作成

Suco 議長および Aldeia 議長の女性の数

2004 年					2009 年				
Aldeia 議長	%	Suco 議長	%	合計	Aldeia 議長	%	Suco 議長	%	合計
22 人	1	7 人	1.6	29 人	37 人	1.6	11 人	2.9	43 人

UNMIT からの聞き取りから作成

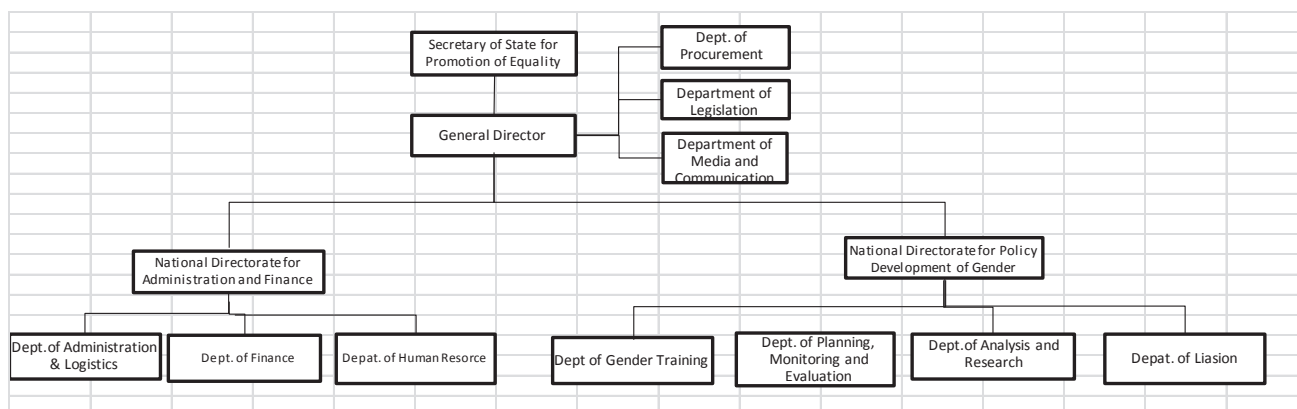
表 6 SEPI の予算

(単位 千ドル)

	2008 年			2009 年	2010 年
	国家予算	補正予算	合計	国家予算	国家予算
合計	292	129	421	582	971
Office of the Secretary of State	53	5	58	97	96
Director General	0	1	1	79	87
Directorate of Administration Logistics and Finance	99	68	167	265	310
Directorate of Policies and Gender Equality	140	55	195	141	477

出典：東ティモール政府ホームページより作成

図 1 SEPI 組織図



出典：JICA「国別ジェンダー情報整備調査東ティモール国最終報告書」(2011 年)と今回の聞き取り調査から作成

別紙3：写真

東ティモール政府庁舎



UNMIT 入口



UNPTL のパトカー



2012年2月9日に開催された「Consultation with PNTL Female Police Officers Gender Mainstreaming and Equality within PNTLの様子



2012年2月28日に開催された大統領選候補者公開討論会の様子。(正面に現大統領)



2012年2月28日に開催された大統領選候補者公開討論会の様子。



シャナナ・グスマン閲覧室



市場の様子



タイス織物の制作



中学生の様子



海岸付近の様子



タイス織物から鞆の制作